

四種病原体等の所持等における必要な手続等

所持・輸入・運搬に際しての許可あるいは届出は、必要ありません

対象病原体等

インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH2N2、H5N1又はH7N7であるものに限る。）	<i>Influenzavirus A Influenza A virus</i> (serosubtype H2N2, H5N1, H7N7)
エシェリヒア属コリー（別名 大腸菌）（腸管出血性大腸菌に限る。）	<i>Escherichia coli</i> (EHEC)
エンテロウイルス属ポリオウイルス	<i>Enterovirus Poliovirus</i>
クリプトスポリジウム属パルバム（遺伝子型が1型又は2型であるものに限る。）	<i>Cryptosporidium parvum</i> (genotype I, II)
サルモネラ属エンテリカ（血清型がタイフィ又はパラタイフィAであるものに限る。）	<i>Salmonella enterica</i> (serovar Typhi, Paratyphi)
志賀毒素（人工合成毒素であって、その構造式が志賀毒素の構造式と同一であるものを含む。）	Shiga toxin
シゲラ属（別名 赤痢菌）ソンネイ、デイゼンテリエ、フレキシネリー及びボイデイ	<i>Shigella sonnei</i> <i>Shigella dysenteriae</i> <i>Shigella flexneri</i> <i>Shigella boydii</i>
ビブリオ属コレラ（別名 コレラ菌）（血清型がO1又はO139であるものに限る。）	<i>Vibrio cholerae</i> (serovar 01, 0139)
フラビウイルス属イエローフィーバーウイルス（別名 黄熱ウイルス）	<i>Flavivirus Yellow fever virus</i>
マイコバクテリウム属ツベルクローシス（三種病原体に掲げる病原体を除く。）	<i>Mycobacterium tuberculosis</i>
クラミドフィラ属シッタシ（別名 オウム病クラミジア）	<i>Chlamydophila psittaci</i>
フラビウイルス属ウエストナイルウイルス、ジャパニーズエンセファリティスウイルス（別名 日本脳炎ウイルス）及びデングウイルス	<i>Flavivirus West Nile virus</i> <i>Flavivirus Japanese encephalitis virus</i> <i>Flavivirus Dengue virus</i>

（感染症法第6条第22項第1号～第11号。第11号政令で定めるものは施行令第1条の4第1号～第2号。）

上記病原体等に属するものであって「人を発病させるおそれがほとんどないものとし

て厚生労働大臣が指定するもの」(規制除外病原体等)は以下のとおり。

(告示予定)

必要な基準等

注1：病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関が、業務に伴い四種病原体等を所持することとなった場合において、滅菌譲渡をするまでの間、所持する場合は、以下のA及びBは適用されません。

注2：四種病原体等を所持する者から運搬を委託された者が、その四種病原体等を運搬するために所持する場合は、以下のAは適用されません。

A 施設の基準 (感染症法第56条の24) 詳細は施行規則第31条の30を参照。

注：施行規則第31条の30の基準中、第1項第2号、第5号のイ、ハ、ホ、ヘの規定については、平成24年3月31日までの間は経過措置として適用されませんが、現状においてこれらの規定を満たしていない場合は経過期間中に改善を完了する必要があります。

B 保管等の基準 (感染症法第56条の25) 詳細は施行規則第31条の34を参照。

C 事故届 (感染症法第56条の28)

注：事故が発生した場合は、110番通報、警察署への電話連絡等により、速やかに警察官又は海上保安官に届け出てください。

D 災害時の応急措置 (感染症法第56条の29) 詳細は施行規則第31条の38を参照。

災害が発生した場合には、速やかに災害時応急措置届出書(別記様式第19)を厚生労働省健康局結核感染症課に届け出てください。

また、災害の発生を発見した場合を含め、110番通報、警察署への電話連絡等により、速やかに警察官又は海上保安官に届け出てください。